

大和市告示第33号

大和市街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成25年3月8日

大和市長 大 木 哲

大和市街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱（平成22年大和市告示第16号）の一部を次のように改正する。

第3条の表撮影対象区域の欄中「大和東一丁目1070番地10」を「大和東一丁目1070番地7先及び10」に、「大和南一丁目1071番地3」を「大和南一丁目1071番地3及び1092番地17」に改め、同表台数の欄中「14台」を「20台」に改め、同表に次のように加える。

市道中央林間121号（大和市中央林間三丁目4328番地89）	2台
市道中央林間駅東線（大和市中央林間四丁目4309番地4）	2台

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。